平成２４年（フ）第６４号
愛知県江南市上奈良町久保160番地
債務者　園田　絢子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６１号
香川県高松市今里町１丁目29番地22　マリッチ溝渕Ｉ104号室
債務者　矢野　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
香川県三豊市詫間町詫間1180番地８　中郷ハイツ２号地103号室、住民票上の住所愛媛県松山市安城寺町1084番地１
債務者　井上　晋司
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１６号
愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地741番地
債務者　城岡八須子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１７号
愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地741番地
債務者　城岡　沢子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第３号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚21地割字三枚堂63第８仮設１－４、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町新港町11番１号
債務者　小石めぐみ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第５９号
茨城県つくばみらい市谷井田1066番地、前住所茨城県つくばみらい市谷井田1093番地１
債務者　須永　早苗
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
沖縄県那覇市松山２丁目11番12―503号エステート松山Ⅱ
債務者　福嶺　　健
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０号
北海道小樽市稲穂１丁目11番10号、前住所岩手県二戸市福岡字前田７番地11　クリスタル・プレールＢ101
債務者　千代　美緒（旧姓岡嶋）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３４号
北海道苫小牧市緑町２丁目２番８号
債務者　前島　　翠
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９０号
仙台市太白区東中田５丁目10番28号
債務者　相澤　朋子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
仙台市太白区金剛沢１丁目35番16号　ファミールハセガワＣ101、住民票上の住所仙台市太白区鈎取４丁目21番17号　ファーストシティ鈎取Ａ―101
債務者　秋山　國臣
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
仙台市若林区若林５丁目１番30号　ロフティー若林Ａ211
債務者　山浅　龍児
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字宿浦二68番地７
債務者　平塚　知行
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
仙台市太白区八本松１丁目２番24号　メイツ鈴木303、従前の住所仙台市太白区長町６丁目13番８―608号
債務者　及川　茂子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
秋田市雄和下黒瀬字湯野目183番地
債務者　首藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１号
茨城県ひたちなか市大字後台451番地８
債務者　佐藤　恭克
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所